

静岡市附属機関設置条例の一部改正について

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年11月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市附属機関設置条例の一部を改正する条例

静岡市附属機関設置条例（平成30年静岡市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1市長の表中

「

静岡市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並びに日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議すること。	15人以内	1 学識経験を有する者 2 保健医療関係団体を代表する者 3 福祉関係団体を代表する者 4 市民	2年	委員の互選により定める者
--------------------	--	-------	---	----	--------------

を

」

「

静岡市地域包括支援センター運営協議会	介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの設置、運営及び評価、地域包括ケアシステム並び	15人以内	1 学識経験を有する者 2 保健医療関係団体を代表する者 3 福祉関係	2年	委員の互選により定める者
--------------------	---	-------	---	----	--------------

	に日常生活圏域の設定に関する事項について調査審議すること。		団体を代表する者 4 市民		
静岡市再犯防止推進協議会	再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の地方再犯防止推進計画の策定及び推進その他再犯の防止等に関することについて調査審議すること。	15人以内	1 再犯の防止等に関し優れた識見を有する者 2 市民	2年	委員の互選により定める者

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例による改正後の静岡市附属機関設置条例別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される静岡市再犯防止推進協議会の委員の任期は、令和5年3月31日までとする。